

部落解放同盟高知県連合会との話し合い 概要（平成27年度9月16日）

（県教育委員会に関連するもの）

（団体）

人権課が「人権の実態」という形で公表している部落差別事象の一覧の中に「県内の中学校」と記載されているが、学校名は公表できないか。

（県教育委員会）

学校で生じた差別事象については、児童生徒が発達途上であるということから、教育課題として受け止めている。また、学校の課題であるとも考えている。差別事象に限らず、傷害事件やいじめの重大事案等も含め、一律に公開をしていないところが原則的となっている。

（団体）

特定の中学校において、連続する差別事象について、どのような対応をとっているのか。

（県教育委員会）

県立学校で生じた差別事象の場合、学校長と事実確認を行い、必要に応じて指導・助言を行っている。差別事象が連続して発生している場合は、県教委が直接学校に入り、指導・助言を行っている。

市町村立学校で差別事象が連続して発生している場合は、市町村担当課と該当校への指導及び取組状況を確認しながら、必要に応じて学校に入り助言を行っている。

（団体）

一般県民から、部落差別を受けたという通報・提起があった場合、それに対応する対応マニュアルのようなものは持っているか。

（県教育委員会）

同和教育の時代に文部科学省から示された、差別事象への対応というものがある。それを基本として対応している。

マニュアルというような形のものはない。

（団体）

部落差別に屈することなく、一生懸命努力し、生きてきた部落の人たちの生きざまに学び、部落差別を許さない教育をしてほしい。学校でそういう教育の音頭をとっていた教員を、昔は同和主任と言っていたが、今は何と言うのか。

（県教育委員会）

人権教育主任と呼んでいる。